

## 記載例

### <定款変更に伴う附則の追加例>

特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

#### 第1章 総則

～略～

#### 第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決

#### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○ ○ ○ ○
副理事長	○ ○ ○ ○
理事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
監事	○ ○ ○ ○

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第48条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 ○〇〇円
- (2) 年会費 ○〇〇円

#### 附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

#### 【設立当初の附則は変更不可】

法人成立後に、総会(又は理事会)の議決により、  
・役員の変更  
・会費等の変更

があつた場合でも、設立当初の附則は一切書き替えてはいけません。

注意!

※ 定款本文の変更があつた場合にのみ、下のような附則がその都度追加されます。

、成立の日から平成18年6月30

止にかかわらず、設立総会の定めるところによ

るかわらず、成立の日から平成18年3月31日までと

#### 【定款変更の認証申請時】

所轄庁に申請する段階では、日付は空欄にしておきます。

なお、この一文のみの場合、通し番号は不要です。

#### 附 則

この定款は、令和2年9月3日から施行する。

#### 【定款変更の認証書が到達した場合】

所轄庁が認証した場合、認証となった日付(認証書の日付)を記入します。

#### 附 則

この定款は、令和3年10月1日から施行する。

#### 【定款変更の届出を提出した場合】

総会の議決をもって効力が生じますので、定款変更の施行日(変更となった日)を附則に明記します。

令和3年10月1日の総会において、定款に規定されている事務所の所在地の変更が議決された例です。

また、総会で事務所移転日を議決した場合は、その移転日になります。

登記に記載された移転日と同じか確認してください。